

# 第3次 大田原市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成31(2019)年度～平成35(2023)年度



色々の問題を解決するには…  
市民一人ひとりが力を合わせるこが大切です。



お たがいを  
た のしく

お もいやり  
わら ってくるまち

大田原

大田原市

社会福祉法人 大田原市社会福祉協議会

大田原市地域福祉計画・大田原市地域福祉活動計画の詳細は、大田原市及び大田原市社会福祉協議会のホームページで閲覧できます。

▶大田原市ホームページアドレス

<http://www.city.ohatawara.tochigi.jp/>

▶大田原市社会福祉協議会ホームページアドレス <http://www.ohatawara-shakyo.or.jp/>

# 地域福祉計画、地域福祉活動計画とは？

## ●地域福祉計画とは

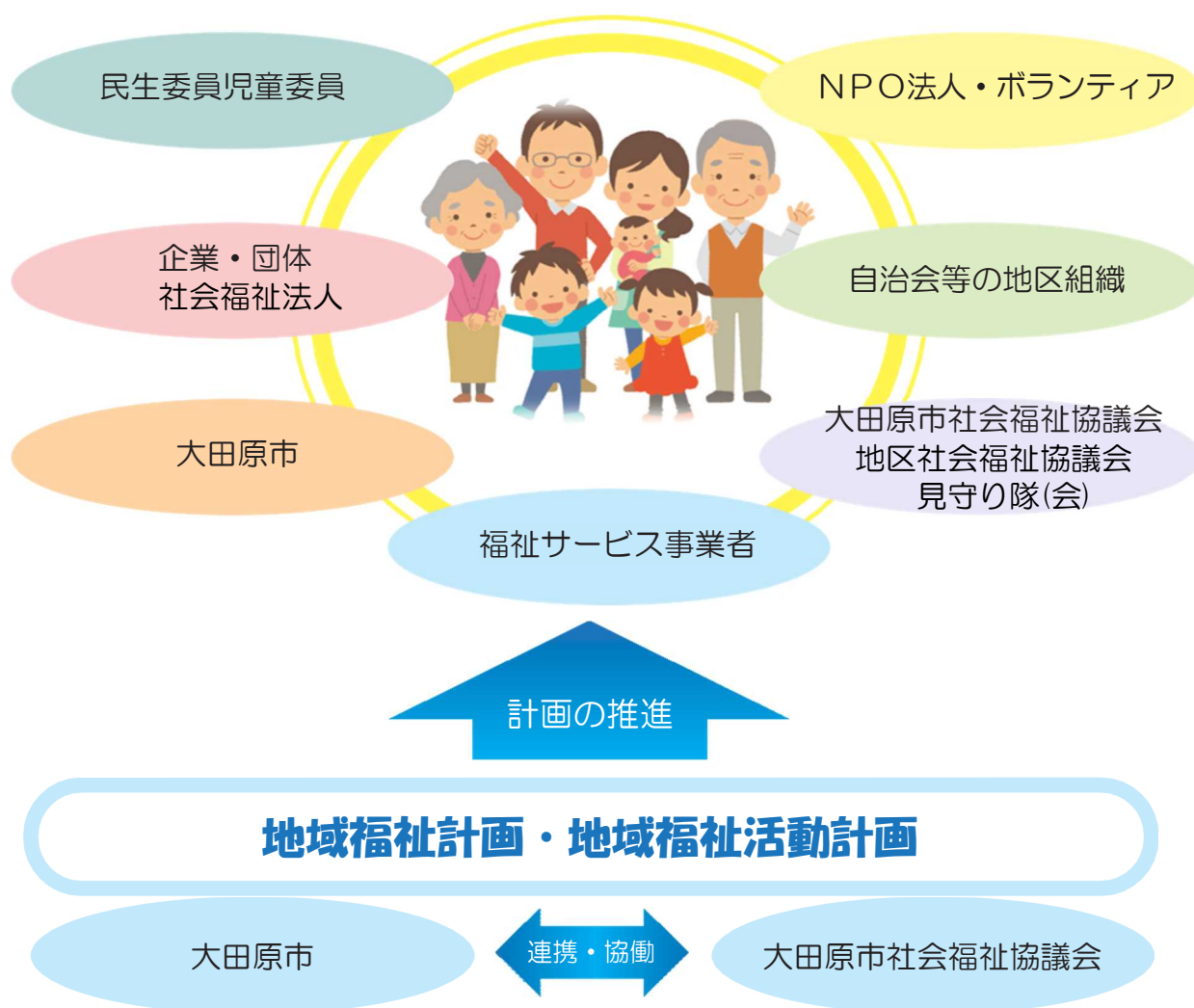
本市が策定する行政の計画で、地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画です。

## ●地域福祉活動計画とは

市社会福祉協議会が中心になり策定する民間の計画で、地域福祉を実行するための、市民の活動や行動のあり方を策定する計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画が、「市民参加による地域福祉の推進」という同じ目的に連携して取り組むためには、互いに補完・補強しあう関係が望まれることから、第2次計画よりそれぞれの計画を1つの計画書としてまとめて策定しています。

### 地域との連携イメージ



# 計画の基本理念、基本目標

基本理念に基づき、6つの基本目標と21の施策で地域福祉を推進します。

## 基本理念

おたがいを おもいやり たのしく わらってくださるまち 大田原

### 基本目標 1 互いに違いを認め合い支え合えるまち

高齢者や障がい者等が安心して暮らすには、市民の理解や支援が不可欠なため、お互いを認め、支え合える地域をつくっていきます。

1-1 ご近所同士声をかけあい、つながりをつくりましょう

1-2 歩いて行ける場所での集まりが大切なので、集まりの場所までの移動手段をつくりましょう

### 基本目標 2 必要な人に必要な支援がつながるまち

地域福祉活動を進めていくための、関係者間での必要な情報の共有、わかりやすい情報発信に心がけます。また、孤立やひきこもりなどサービス利用に結びつきにくいことを発見する体制の構築を進めます。

2-1 閉じこもっている人が、外に出られるようにしましょう

2-2 誰もがわかりやすい行政サービスにしましょう

2-3 気軽に相談できる体制をつくりましょう

### 基本目標 3 みんなの寄りどころのあるまち

地域での助け合い・支え合いの仕組みをつくるために、多くの人が気軽に集まり、交流することができる機会や場の提供に努めます。また既存の施設等を有効に活用した地域づくり、まちづくりを進めます。

3-1 年々空き家が増えているので、いろいろな世代の方々が一緒に集まれる居場所・通いの場をつくりましょう

3-2 空き家や空き地を地域で活用しましょう

## 基本目標 4

### 子どもたちが夢ある未来へ向かうまち

安心して子育てをするには、子育てに関する情報提供や活動の支援等が必要であるため、地域ぐるみで次代を担う子どもを育てる意識を高め、おもいやりや地域のつながりを大切にする教育を行います。

- 4-1 子どもたちが明るく安心して遊べるまちにしましょう
- 4-2 世代間交流を積極的に進めていきましょう
- 4-3 地域みんなで、安心して子どもを育てられるようにしましょう

## 基本目標 5

### いきいき・わくわく活動できるまち

地域が活発になるためには、地域の様々な人が積極的に関わり、住民が参加しやすい行事を行うことが求められているため、NPO法人・ボランティア活動を活発にするための住民への情報提供や相談体制の充実を図ります。

- 5-1 世代を超えて地域の行事にみんなで参加できるようにしましょう
- 5-2 定年退職した人など、熟年パワーを地域の活力にしましょう
- 5-3 障がいのある人が地域に参加できるようにしましょう
- 5-4 福祉教育を充実し、共に生きる意識を高めましょう
- 5-5 小中学校は、地域活動の重要性について理解しているので、今まで大人だけでやっていたイベントの企画などを先生だけでなく、児童生徒も一緒にできるようにしましょう

## 基本目標 6

### あんぜん・あんしんなまち

現在、一人暮らし高齢者世帯等が増加しているため、よりきめ細やかな見守り活動を推進します。また、地域の生活課題で個人では対応できない問題に対して、総合的に対応する新しい形のネットワークづくりを推進します。

- 6-1 災害時にどのような支援があるのかなど、多くの住民に情報が行き渡るようにしましょう
- 6-2 お互いのことが分かれば、様々な事に対応できるので、一人ひとりに合った（障がいの内容や程度に合わせられるようにするユニバーサルデザイン）方法で、対応できるようにお互いを知りましょう
- 6-3 みんなで地域づくりをしましょう
- 6-4 みんなが健康で暮らせるようにしましょう
- 6-5 「権利擁護」の言葉を知らない人が多いことから、もっと啓発しましょう
- 6-6 地域福祉活動計画については、日常生活圏域ごとの課題もあるため、地域ごとの小地域福祉活動計画を策定しましょう

# 主な取組

## 【基本目標 1】互いに違いを認め合い支え合えるまち

市民

- 一人ひとりが進んであいさつをしましょう
- 自治会に加入し、地域行事に積極的に参加しましょう
- 地域の役割やボランティア活動をするなど、役割を見つけて人とのつながりを持ち、不活発な生活にならないようにしましょう

施設・団体

- 「あいさつ運動」「ありがとう運動」を広めましょう
- 自治会への加入を呼びかけましょう
- 居場所を提供したり、送迎をしたり協力しましょう

社協

- 安心生活見守り事業、生活支援体制整備事業(ささえ愛おたわら助け合い事業)、第2層協議体を推進します
- 住民主体の地域の福祉活動を支援します
- 子どもの時から福祉教育に触れられるように「ふくし共育」を推進します

市

- 地域福祉ネットワークの整備を図ります
- 地域コミュニティ活動の活性化を図ります
- 就業機会の拡大や社会活動への参加などを促進し、高齢者・障がい者等の社会参加を支援します

## 【基本目標 2】必要な人に必要な情報や支援がつながるまち

市民

- 声かけなどにより顔見知りの関係をつくりましょう
- 回覧や広報などに目を通し、情報を得るようにしましょう
- 困った人を発見した時は速やかに関係機関に相談しましょう

施設・団体

- 地域で活躍している人や利用できる施設の情報を知らせましょう
- 行政からの情報を地域に伝えましょう
- 相談窓口の情報を把握し、施設・団体内で共有しましょう

社協

- 見守り隊などで発見した情報や社会資源を関係機関・団体機関と共有し、支援につなげます
- わかりやすい情報の提供に努めます
- 関係機関との連携を強化し、気軽な相談体制の充実に努めます

市

- 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に関する情報の共有を図ります
- 「広報おたわら」など掲載方法を工夫し、市民にわかりやすく情報を提供します
- 多様なニーズに対応するため、各種相談事業の周知・充実に努めます

## 【基本目標 3】みんなの寄りどころのあるまち

市民

- お互いにお茶のみに行けるような居場所をつくりましょう
- お互いに誘い合って、ほほえみセンターを有効に利用しましょう
- 空き家を活用したい方へ提供しましょう

施設・団体

- 自治公民館を活用しましょう
- 施設で空いている場所があれば、場所を活用するように提供しましょう
- 既存の施設を活用する事業を考えましょう

社協

- 利用者が主体的にかかわれる居場所づくりを支援します
- ボランティア活動への支援を行います
- 地域支え合いマップづくりで地域の課題を発見したり空き家や空き地の把握をしたりするなど地域資源の把握に努めます

市

- 公共施設の空きスペースの有効活用を図るなど市民活動の拠点を整備します
- 地域交流の場について、支援を行うと共に情報提供に努めます



## 【基本目標 4】子どもたちが夢ある未来に向かうまち

市民

- 大人が地域の子どもたちに関心を持ち、大人からあいさつをしましょう
- 様々な体験ができる機会をつくり、子どもの豊かな発育を促すとともに、危険を予測する能力を養いましょう
- 子育てを温かく見守り、できることは支援しましょう

施設・団体

- 子どもが主体的にかかれる行事を企画しましょう
- PTAや地区内の各団体が協力し合って、子育てを支援しましょう
- 郷土芸能や伝統行事を子どもたちに伝えていきましょう

社協

- 子どもにかかわるボランティア活動を支援します
- ふくし共育(福祉教育)を通して「地域で共に生きる力」を育成します
- 地区社会福祉協議会の世代間交流事業などを機関誌「おおたわら社協だより」やホームページでお知らせします。

市

- 子どもたちが安心して遊べる場所を整備します
- 文化・芸術に触れ合う機会を充実します
- 多様なニーズに応える地域の子育て支援サービス、保育サービスの提供を推進します

## 【基本目標 5】いきいき・わくわく活動できるまち

市民

- 地域で行われる文化祭、体育祭、公民館まつりなどに参加しましょう
- 仕事で身につけた専門知識やスキルを活かして地域貢献に取組みましょう
- お互いの存在や思いを尊重し合うようにしましょう

施設・団体

- 地域のボランティアを積極的に受け入れましょう
- 地域のみんが参加しやすい活動を企画しましょう
- サービス提供事業者やボランティア、福祉団体は、積極的に人権学習に取組みましょう

社協

- ふくし共育を通して、誰もが住みよい地域づくりを推進できるリーダーを育成します
- ボランティア登録をしてもらい、ボランティア活動をコーディネートします
- 障がい者をサポートするボランティア活動を支援します

市

- コミュニティ活動の中心となる自治会について関係機関と連絡調整を図り、加入を促進します
- 「生涯活躍のまち」を推進し、高齢者を中心とする市民の社会参加の場を創出します

## 【基本目標 6】あんぜん・あんしんなまち

市民

- 防災に関する知識の習得に努めましょう
- 自主防災組織や避難訓練に積極的に参加しましょう
- 地域のつながりを大切に、日頃から顔見知りの関係をつくりましょう

施設・団体

- 防災訓練の実施、非常用食料(3日分)や資機材の備蓄など防災体制の充実に協力しましょう
- 健康講座や救命講習会を開催しましょう
- 施設、団体の活動を地域に知らせ、得意なことを生かして地域に貢献しましょう

社協

- 市内12の地区社会福祉協議会が策定する小地域福祉活動計画づくりと活動の展開を支援します
- 日頃から災害にも強い地域づくりを推進します
- 判断力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう福祉サービス利用支援事業を推進します

市

- 防災意識の高揚に努め、自主防災組織の充実強化を図り市民と協働による災害に強いまちづくりを進めます
- 権利擁護制度、成年後見人制度の周知を図ります
- 児童、高齢者、障がい者の虐待等の防止及び早期発見、早期対応に努めます

# 社会福祉法第107条に準拠した市の取組

社会福祉法が改正され、市町村地域福祉計画に定める事項が示されました。法第107条に掲げる事項に対し、本市の実施する施策等を5つの基本目標と28の施策に整理し、法に準拠した計画とするものです。

また、基本目標1を明記することにより、各福祉部門計画の上位計画として位置付けられます。

## 基本目標 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉に関し、共通した取組

- 1-1 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携
- 1-2 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的な取組
- 1-3 制度の狭間の課題への対応の在り方
- 1-4 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制づくり
- 1-5 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- 1-6 住居に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- 1-7 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- 1-8 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- 1-9 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- 1-10 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- 1-11 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- 1-12 地域住民が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- 1-13 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係性
- 1-14 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- 1-15 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- 1-16 全庁的な体制整備

## 基本目標 2

### 地域における福祉サービスの適切な利用

- 2-1 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- 2-2 支援を必要とするものが必要なサービスを利用することができるための仕組みづくり
- 2-3 サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- 2-4 利用者の権利擁護
- 2-5 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進対策

## 基本目標 3

### 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

- 3-1 社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービス連携による公私協働の実現

## 基本目標 4

### 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

- 4-1 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- 4-2 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加への促進
- 4-3 地域福祉を推進する人材の養成

## 基本目標 5

### 包括的な支援体制の整備

- 5-1 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- 5-2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- 5-3 他機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

第3次 大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）

平成31(2019)年3月発行

≧  
発行  
≦

【大田原市 保健福祉部 福祉課】

〒324-8641 大田原市本町1丁目4番1号

電話 :0287-23-8707

FAX :0287-23-1389

【社会福祉法人 大田原市社会福祉協議会】

〒324-0043 大田原市浅香3丁目3578番地17

電話 :0287-23-1130

FAX :0287-23-1138